

# 登米市 都市計画マスタープラン (案)

パブリックコメント資料

ご意見の募集期間

令和元年 7 月 16 日 (火) ~ 令和元年 8 月 20 日 (火)

平成 20 年 3 月 (策定)

平成 26 年 10 月 (改定)

令和元年 月 (改定)

登 米 市



## 目 次

<b>第1章 都市計画マスタープランの概要</b> .....	<b>1</b>
1-1. 都市計画マスタープランとは.....	1
1-2. 都市計画マスタープラン策定の目的.....	2
1-3. 都市計画マスタープラン策定の見直し.....	2
1-4. 都市計画マスタープランの対象区域.....	3
1-5. 目標年次.....	4
1-6. 都市計画マスタープランの構成.....	4
<b>第2章 まちづくりの問題点と課題</b> .....	<b>5</b>
2-1. 社会的動向を踏まえたまちづくりの課題.....	5
2-2. 都市づくりの課題.....	7
2-2-1. 土地利用.....	7
2-2-2. 交通施設.....	9
2-2-3. 公園・緑地.....	10
2-2-5. 公共公益施設.....	11
2-2-6. 観光・交流・景観.....	12
2-2-7. 防災.....	12
<b>第3章 都市づくりの目標</b> .....	<b>13</b>
3-1. 都市づくりの理念.....	13
3-2. 都市づくりの目標.....	14
3-2-1. 豊かな自然との共存都市の実現.....	14
3-2-2. 利便性の高いコンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現.....	15
3-2-3. 歴史・文化・伝統を大切にした特色のある地域拠点の実現.....	17
3-2-4. 広域的な発展・交流都市の実現.....	18
3-3. 都市づくりのテーマ.....	19
3-4. 将来フレームの設定.....	21
3-4-1. フレーム設定の目的.....	21
3-4-2. 将来フレームの指標と定める事項.....	21
3-4-3. 将来フレーム設定に向けた考え方.....	22
3-4-4. 将来フレームの設定.....	23
3-5. 登米市の将来都市構造.....	24
3-5-1. 基本的な考え方.....	24
3-5-2. 基本ゾーニング.....	25
3-5-3. 骨格都市軸.....	27
3-5-4. 都市の核.....	28
<b>第4章 分野別の整備・保全の方針</b> .....	<b>31</b>
4-1. 土地利用の方針.....	31
4-1-1. 住宅地.....	31
4-1-2. 商業地.....	32
4-1-3. 工業地.....	33

4-1-4. 複合土地利用	33
4-1-5. 田園ゾーン	34
4-1-6. 自然環境保全・活用ゾーン	34
4-2. 都市施設の方針	35
4-2-1. 交通施設	35
4-2-2. 公園・緑地	39
4-2-3. 河川・下水道	40
4-2-4. その他の公益的施設	41
4-3. 都市環境形成の方針	44
4-3-1. 都市景観	44
4-3-2. 都市防災ネットワーク	47
<b>第5章 地域別構想</b>	<b>50</b>
5-1. 地域区分	50
5-2. 地域別の将来像	51
5-2-1. 迫地域	51
5-2-2. <sup>とよま</sup> 登米地域	55
5-2-3. 東和地域	60
5-2-4. 中田地域	64
5-2-5. 豊里地域	69
5-2-6. 米山地域	72
5-2-7. 石越地域	77
5-2-8. 南方地域	81
5-2-9. 津山地域	84
<b>第6章 実現化方策の検討</b>	<b>88</b>
6-1. 実現化へ向けた基本的な考え方	89
6-1-1. 土地利用区分ごとの実現化の考え方	89
6-1-2. 交通施設整備の実現化の考え方	94
6-1-3. 公園・緑地整備の実現化の考え方	95
6-1-4. 河川・下水道整備の実現化の考え方	95
6-1-5. 公共公益施設整備の実現化の考え方	95
6-1-6. 景観形成の実現化の考え方	95
6-2. 都市計画決定へ向けた基本的な考え方	97
6-2-1. 土地利用	97
6-2-2. 都市施設	97
6-2-3. 市街地開発事業	98
6-2-4. 地区計画	98
6-3. 協働による都市計画の実現	100

## 第1章 都市計画マスタープランの概要

### 1-1. 都市計画マスタープランとは

都市計画では、土地の使い方や建物の建て方のルールをはじめ、まちづくりに必要な道路、公園、下水道などの施設計画などを総合的に定め、“都市計画法”に基づいて運用されていきます。

《都市計画に定められる事項》

- 適正な土地利用の規制・誘導
- 道路、公園、下水道などの都市施設の計画、事業
- 土地区画整理事業、市街地再開発事業などの市街地開発事業

都市計画マスタープランは、平成4年（1992年）の都市計画法の改正の際に定められた制度で、各市町村が都市計画法第18条の2に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を策定することが義務づけられています。

都市計画マスタープランに定められる内容と特徴は、次のとおりです。

#### ●本市のまちづくりの理念や都市計画の目標

概ね20年後の長期的な展望に立った「目指すべきまちの姿」を描き、その実現に向けた都市計画の基本的な方針を定めるものであり、まちづくりの方向性を総合的に示す計画となります。都市計画マスタープランには、法定都市計画以外のまちづくり手法も含めた総合的な取り組みも定めることができます。

#### ●地域の特性を活かした計画づくり

都市計画マスタープランは、市町村自らが策定するものであり、地域の特性を活かしていくことや固有の問題点に対応した計画づくりが求められます。地域分権型社会に移行が進みつつある中で、都市計画制度の運用は、市町村自らの判断と責任を持って進める必要があります。そのため重要な計画となります。また、個々の都市計画が決定・変更される場合の方向性、必然性、根拠を示すものとなります。

#### ●市の全体構想と地域別構想

都市計画マスタープランの構成は、市全体の構想と地域特性を十分に踏まえた地域別構想の2つの計画で構成されます。

#### ●住民参加の計画策定

策定にあたっては地域住民の意見、意向を取り込んでいくことが重要とされており、住民参加によって計画を策定していくことが都市計画法に定められています。これによって、住民相互が都市の課題や将来の方向性を共有することができ、具体の都市計画の実現が円滑に進むことが期待されます。

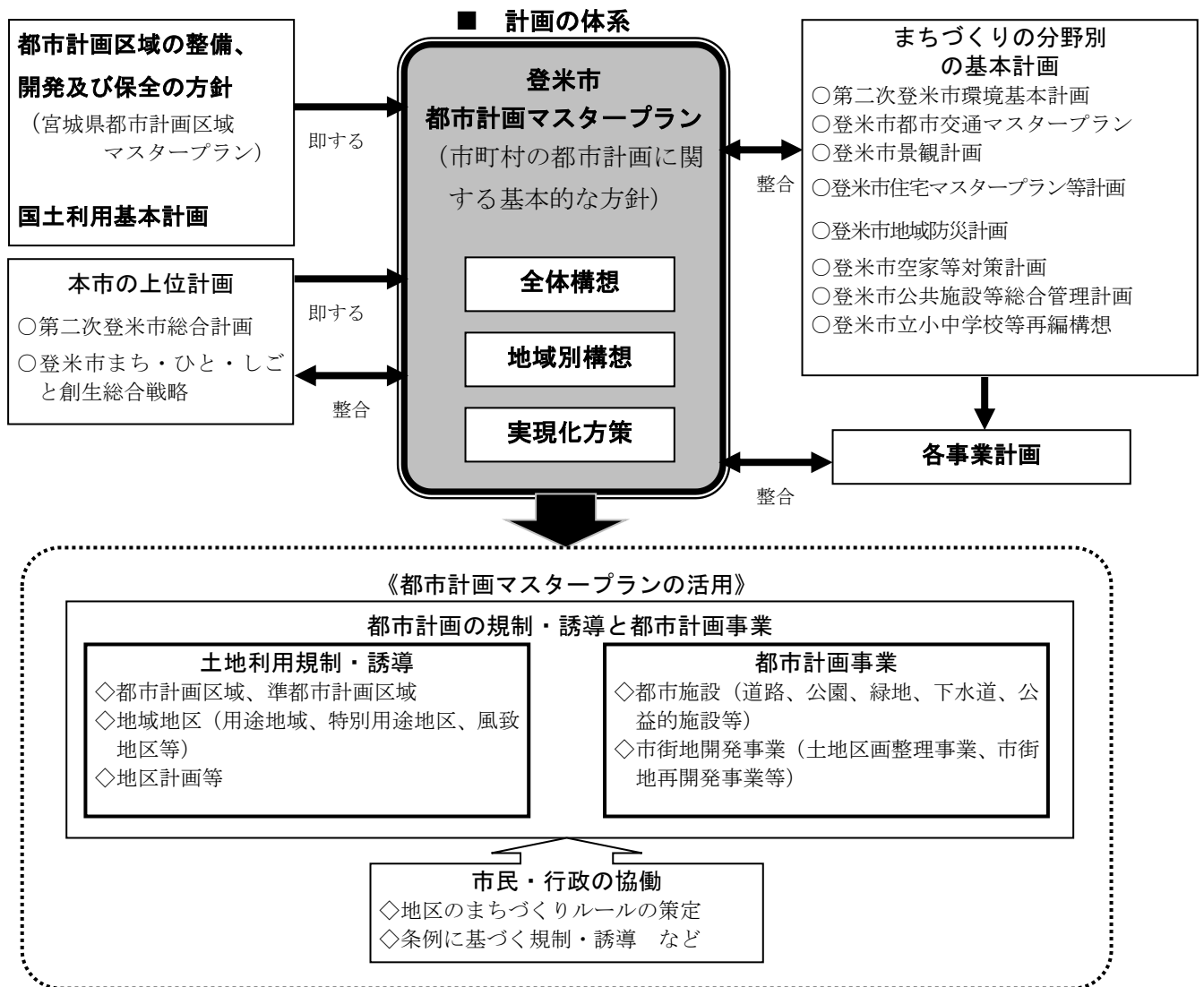
このため、本都市計画マスタープランの策定においては、計画策定の過程で、市民の意向聴取等をするとともに、広く市民に公表して意見を収集するものとしています。

#### ●他の計画との整合性

本市のまちづくりに関する構想、計画には、『第二次登米市総合計画』や『登米市まち・ひと・しごと創生総合戦略』などがあり、これらの計画のうち土地利用や都市施設づくりの分野を都市計画マスタープランが受け持ち、より方向性を具体化していきます。

また、本都市計画マスタープランに即して「都市交通計画マスタープラン」など、個別の計画が整理されることとなります。

ただし、都市計画マスタープランは、あくまでも都市づくりの基本方針を定めるものであり、個別・具体の都市計画決定の詳細（土地利用や建築物の制限の内容など）や事業計画（道路・公園・下水道の整備など）を定めるものではありません。



### 1-2. 都市計画マスタープラン策定の目的

都市計画マスタープランは、本市の上位関連計画である第二次登米市総合計画等を踏まえ、市が具体的な将来像や土地利用、都市施設整備の方針を明らかにすることを目的としています。

本都市計画マスタープランでは、適正な土地利用の規制誘導や都市施設の整備等により、本市の目指すべきまちの姿を描き、その実現に向けた都市計画の基本的な方針を示すことで、まちづくりを総合的、計画的に推進することになります。

このようなことから、本都市計画マスタープランに基づき、市民と行政との協働による登米市の将来像の実現や地域にふさわしいまちづくりの構築を目指します。

### 1-3. 都市計画マスタープラン策定の見直し

都市計画マスタープランについては、平成20年（2008年）3月に策定していますが、社会経済情勢の変化や自然災害の発生などにより、本市の実情に合わせて計画の見直しを行うこととしてい

ます。

これまで、東日本大震災による土地利用や都市施設等の変化に伴い、平成 26 年（2014 年）度に見直しを行っています。

また、三陸縦貫自動車道やみやぎ県北高速幹線道路の整備等による広域交通体系の変化などに対応するため、令和元年（2019 年）度に見直しました。

#### 1-4. 都市計画マスタープランの対象区域

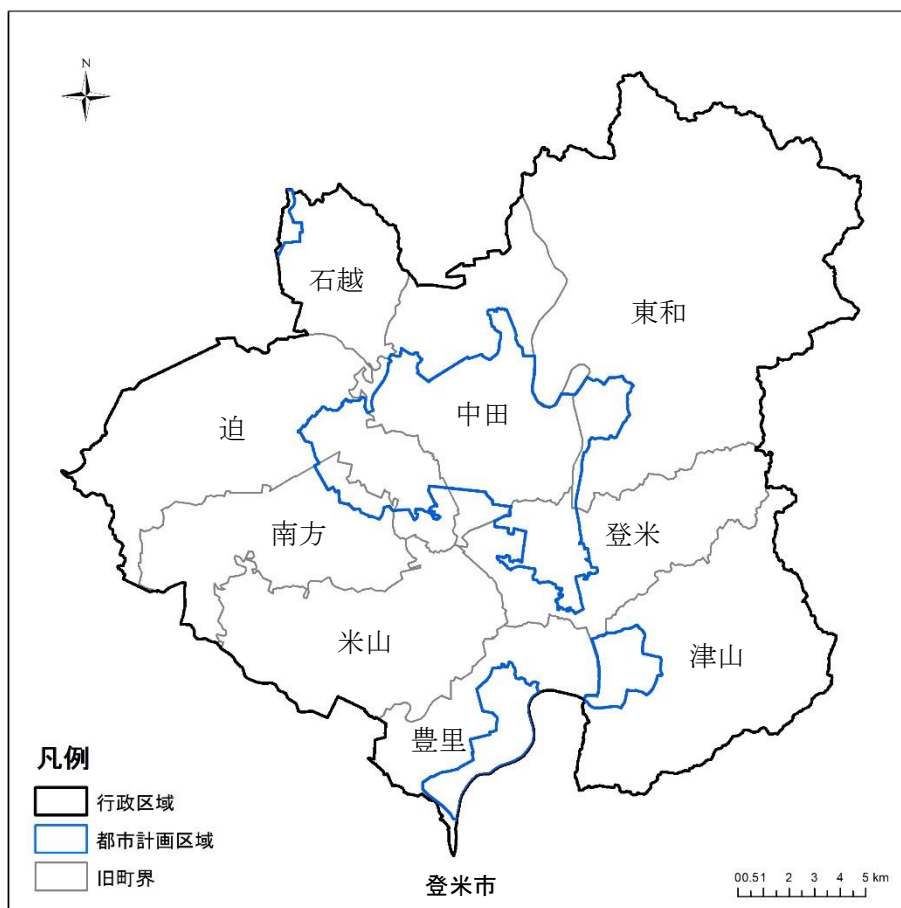
都市計画マスタープランの対象区域は、本市内の都市計画区域を基本としますが、必要に応じて行政区域全域を含めるものとします。

なお、本都市計画マスタープランは、本市の都市計画・まちづくりの基本的な方向性を示す重要な役割を担っています。本都市計画マスタープランは、現都市計画区域に止まらず、都市計画区域外に位置する地域についてもひとつの市の中での地域づくり・まちづくりの方向性、望ましい地域の将来像を示すことに配慮した構成とします。

##### ■ 本市の都市計画区域

都市計画区域名称	旧町名	規模 (ha)
登米都市計画区域	迫、中田、登米、東和、豊里、津山、南方町のそれぞれ一部	8,066
栗原都市計画区域	石越町	125

※旧石越町は、隣接する栗原市（旧若柳町）と一体の都市計画区域です。



### 1-5. 目標年次

本都市計画マスタープランが目指す将来目標年次は、策定年次より概ね 20 年後の令和 10 年(2028 年)とします。

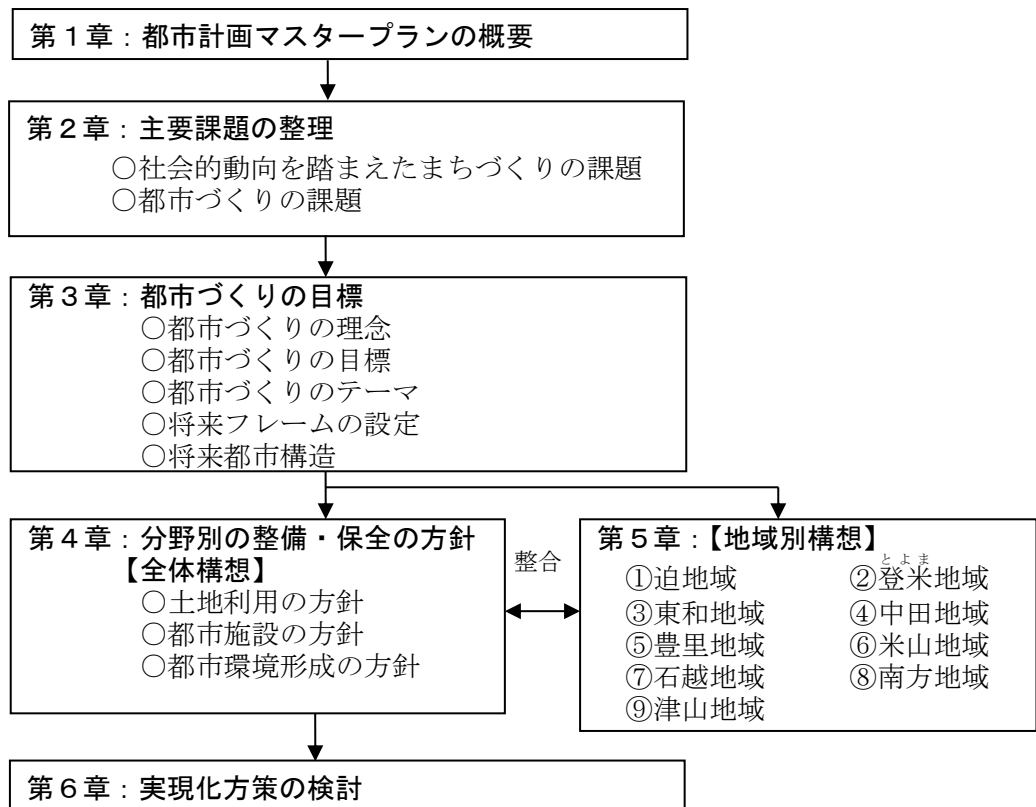
ただし、各種統計データを用いる推計については、国勢調査の最新調査年次である平成 27 年(2015 年)を中間年次基準としており、策定年次基準の平成 17 年(2005 年)からの 20 年後の令和 7 年(2025 年)を将来目標年次として算出します。

なお、社会情勢の変化等に伴う見直しは適宜行っていきます。

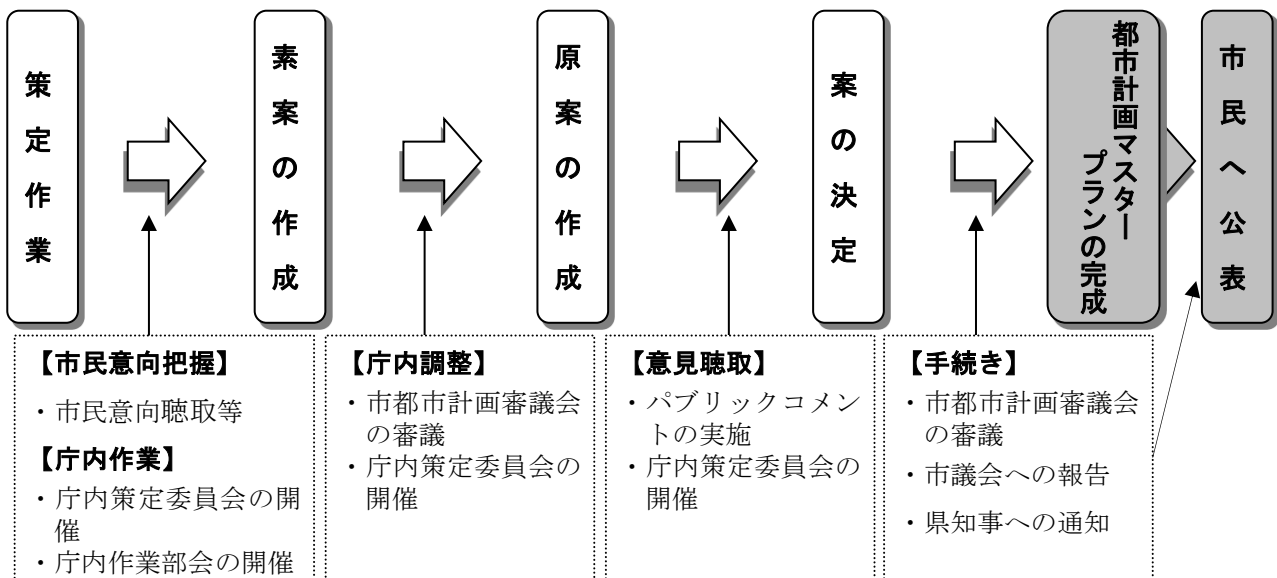
### 1-6. 都市計画マスタープランの構成

本都市計画マスタープランの構成と策定の流れは、次のとおりです。

#### ■ 都市計画マスタープランの構成



#### ■ 都市計画マスタープラン策定の流れ





## 第2章 まちづくりの問題点と課題

### 2-1. 社会的動向を踏まえたまちづくりの課題

#### ◇少子高齢社会の進展

- コンパクトで効率的なまちづくり、持続可能なまちづくりなど、超高齢社会に対応したまちづくりに取り組む必要があります。
- 移住・定住施策を総合的に実施し、誰もがずっと住み続けられる環境づくりに取り組んでいく必要があります。
- バリアフリー化や子育てを支援する生活環境に配慮した施設の充実、少子高齢化に伴う交通弱者の移動手段の利便性向上など、適切な都市施設の配置や公共交通機関の充実を実現していく必要があります。
- 市が進めている福祉等のソフト施策との整合を図った都市の施策を展開していく必要があります。
- 人口減少や少子化の進展に伴い、小中学校等を再編する必要があります。

#### ◇中心市街地の空洞化

- 市内において、既存の商業地と幹線道路沿道型の商業地の将来のあり方を検討する必要があります。
- 商業活動の圏域が大きく変化している中で、地域の将来像や特性に見合った商業地の活性化に取り組んでいく必要があります。
- 人口減少などの影響により空き地となった市街地の土地や空き家の利活用により、まちなか居住を促進していく必要があります。
- 商店街のシャッター通りを解消し、商工業の振興と商店街の活性化を図るため、空き店舗などを活用した新規事業者を支援するとともに、事業者が行う新規マーケット開拓や商品開発などを支援する必要があります。

#### ◇産業構造の変革

- 本市の基幹的産業である農業・林業については、時代の変化に応じた経営方法や担い手育成などにより持続可能な産業としての育成を図っていく必要があります。
- 一方では、三陸縦貫自動車道及びみやぎ県北高速幹線道路の整備による土地利用ポテンシャルの向上を受けて、時代に見合った新たな企業の計画的な誘致など、地域の活性化と雇用促進を図る必要があります。

#### ◇環境問題への取り組み、自然環境との共生

- 環境への負荷を低減する循環型社会、低炭素社会などの実現に向けて、総合的な環境対策が求められています。
- 豊かな自然環境や美しい景観は、本市の貴重な財産として、将来世代に継承していく必要があります。
- 開発すべき区域と保全すべき区域を明確化し、市街化の適正な誘導と自然環境の保全を図っていく必要があります。

#### ◇市街地内の公園・緑地の確保

○住環境・防災環境の向上を図り、安全で快適な市街地の形成に向けて、市街地内に公園・緑地などのオープンスペースを確保していく必要があります。

#### ◇適正な公共施設の配置・整備

○市民が利用する公共施設については、公共施設等総合管理計画に基づいて、適正な再配置や見直しを進めていく必要があります。

○道路などの都市基盤については、効率的な整備を行うとともに、適正な維持・管理と長寿命化を図っていく必要があります。

#### ◇個性ある地域づくりと本庁舎及び総合支所のあり方

○本庁舎、総合支所の適正な役割と機能の分担を検討する必要があります。

○小さな拠点形成のため、特性を活かした地域振興のあり方を検討する必要があります。

小さな拠点：小学校区など、複数の集落が散在する地域において、商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、さらに周辺の各集落との間をコミュニティバスなどの交通手段により結んだ地域の拠点。

#### ◇人々の生活スタイル、価値観の多様化

○職・住近接型の都市形態の形成や余暇活動のレクリエーション施設の充実、ゆとりを実感できる住環境の確保など、多様な市民ニーズに対応していく必要があります。

#### ◇住民参加、官民協働のまちづくり

○本市のまちづくりは、「協働による登米市の持続的な発展」を目指すことをまちづくりの基本理念としており、住み良い地域社会の実現のため、市民がまちづくりに参加しやすい環境の整備と多くの市民の意見をまちづくりに反映することが必要であります。また、市民と行政が一体となってまちづくりに取り組み、さらにこれを持続していくことが求められており、都市計画マスタープランにおいても、市民へのさらなる周知や啓発などによって官民協働のまちづくりを推進していく必要があります。

#### ◇防災まちづくりへの意識の高揚

○平成 23 年（2011 年）の東日本大震災や平成 27 年（2015 年）の関東・東北豪雨など、昨今頻発する集中豪雨などにより、防災に対する市民の意識が高まっています。これらの教訓を踏まえた計画的な防災対策を講じていくことが求められています。

○災害に備え、市民が安全に生活し、安心して暮らせる住環境づくりが求められています。

## 2-2. 都市づくりの課題

まちづくり市民意向調査結果及び満足度分析結果による課題や上位計画、重点施策の整理を踏まえ、都市計画マスタープラン改定に向けた課題を以下のとおりとします。

### 2-2-1. 土地利用

#### ①住宅系土地利用

地域特性、問題点等	課題
<p>○迫地域佐沼地区及び中田地域加賀野地区には、土地地区画整理事業が行われた良好な住宅地がある。</p> <p>○迫地域佐沼地区には、萩洗地区と中江4丁目地区の2箇所に地区計画が定められているが、萩洗地区の区域内では商業業務地区への宅地化など、整備方針と現況土地利用に乖離が見られる。</p>	<p>■土地地区画整理事業が行われた住宅地の住環境を保全していく必要があります。</p> <p>■地区計画区域内の土地利用の現状や地区計画決定後の社会経済情勢の変化を踏まえ、まちづくりの方針について検討するとともに、関係権利者等の意向も踏まえながら、場合によっては地区計画の変更を検討する必要があります。</p> <p>■土地の利用形態を考慮し用途地域等の変更を検討する必要があります。</p>
<p>○住宅地の周辺には豊かな自然環境が残されている。</p> <p>○住宅地は「自然環境に配慮しながら、必要に応じて整備する」ことが求められている。</p> <p>○農村居住の良さのPRが必要である。</p>	<p>■豊かな自然環境、優良な農地と調和した、住環境の維持、創造を図る必要があります。</p>
<p>○人口については、平成27年(2015年)の国勢調査では、平成22年(2010年)時点と比較して南方地域及び豊里地域が微増になっているものの、その他の7地域はいずれも減少している。</p> <p>○東和、登米<sup>とよま</sup>地域等の市街地には昔ながらのたたずまいが残っている。</p> <p>○平成28年(2016年)の空き家実態調査によれば、市内の空き家は994戸で登米地域、迫地域、中田地域が多く存在している。</p> <p>○質を高める住環境整備を行うことが求められている。</p> <p>○集落地の生活環境等の整備が遅れている。</p> <p>○各集落に地域コミュニティがある。</p> <p>○東日本大震災以降の不動産需要の変化から、市街地周辺の住宅需要が高まっている。</p>	<p>■人口減少地域における住環境の向上と地域コミュニティを維持していく必要があります。</p> <p>■移住・定住施策の一環として、空き家の利活用を検討するとともに、防犯・防災的な面からも空き家の適正な管理が求められています。</p> <p>■U・I・Jターンなどの新規住宅需要の誘導と、需要に応じた住宅地を供給していく必要があります。</p> <p>■人口減少などにより空き地となった市街地内の土地を活用し、まちなか居住を推進していく必要があります。</p> <p>■市街地と集落地など、地域特性に応じた住環境の整備を促進していく必要があります。</p>

②商業系土地利用

地域特性、問題点等	課題
<p>○迫地域、南方地域、中田地域の一部に商業地が集中している。</p> <p>○郊外・沿道型の大型商業施設の出店により、中心市街地の商店などに空洞化が見られる。</p> <p>○迫地域の商業地に住宅が混在している。</p> <p>○大規模商業施設の一部は用途地域外に立地している。</p>	<p>■既存商業地と幹線道路沿道等の大型商業施設のあり方を検討し、地域の将来像や特性に見合った商業地の活性化に取り組む必要があります。</p> <p>■商業地及びその周辺の土地利用の現状と推移を踏まえ、必要に応じて用途地域の変更等を検討する必要があります。</p> <p>■空洞化が見られる中心市街地においては、既存商業地の機能を維持し、商店街を支えるために、まちなか居住を推進する必要があります。</p> <p>■空き店舗等を活用した新規事業者の起業支援等により、商店街の活性化を必要があります。</p> <p>■用途地域外に進出する郊外型、沿道型商業地の誘導方針を検討する必要があります。</p>

③工業系土地利用

地域特性、問題点等	課題
<p>○長沼及び長沼第二工業団地や登米インターチェンジ周辺への工業団地などが整備されている。</p> <p>○新たな就業の場となる工業地の整備を進めることが求められている。</p> <p>○新たな企業誘致の活動を進める必要がある。</p> <p>○公害を発生させる工場がなく、環境が良い。</p> <p>○三陸縦貫自動車道の2車線整備が完了するとともに、みやぎ県北高速幹線道路の整備が進められている。</p>	<p>■産業施策、人口施策等と連携し、本市の雇用に資する新たな工業系土地利用の促進を図る必要があります。</p> <p>■三陸縦貫自動車道及びみやぎ県北高速幹線道路の整備による広域交通体系を活かした産業系土地利用の形成及び企業誘致を検討する必要があります。</p>

④農地・山林及び自然系土地利用

地域特性、問題点等	課題
<p>○雄大な北上川と北上川左岸の山並みが調和している。</p> <p>○農業従事者の高齢化及び担い手不足により、遊休農地が散在している。</p> <p>○北上川と迫川に抱かれた広大な農地がある。</p> <p>○山林の維持管理が充分に行われていない。</p> <p>○自然環境の保全と環境の美化が求められている。</p>	<p>■本市を象徴する豊かな自然環境、優良な農地等を維持・保全し、次世代へ継承していく必要があります。</p> <p>■貴重な資産である自然の眺望景観を継承していく必要があります。</p>
<p>○伊豆沼や長沼、平筒沼などの自然環境は癒しの場、ふれあいの場になっている。</p> <p>○北上川などの河川を利用する機会が少ない。</p> <p>○自然を観光や交流の場として活用することが求められている。</p>	<p>■地域の生活や観光・レクリエーションなどに自然や農地等を有効活用していく必要があります。</p>

2-2-2. 交通施設

①幹線道路

地域特性、問題点等	課題
<p>○三陸縦貫自動車道の整備が進み、広域交通体系の利便性が高まっている。</p> <p>○東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を結ぶ、みやぎ県北高速幹線道路の整備が進められており、新たなインターチェンジなどが設置される。</p>	<p>■東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を結ぶ、みやぎ県北高速幹線道路の整備をさらに促進する必要があります。</p>
<p>○国・県道などの幹線道路は概ね整備されている。</p> <p>○地域間を結ぶ道路が少なく、市街地周辺部や橋周辺で交通渋滞を引き起こしている。</p> <p>○市街地を迂回する道路が少ないため、大型トラックが地域の中心部を通過して危険である。</p> <p>○道路の舗装や橋梁のインフラなどは、今後一斉に更新時期を迎えることとなる。</p>	<p>■高規格道路等へのアクセスや市内各地域間を結ぶ幹線道路網を確立する必要があります。</p> <p>■都市計画決定されている道路について、既存の整備計画との整合性を図りながら、必要に応じて整備、見直しを検討する必要があります。</p> <p>■道路や橋梁などの長寿命化対策を推進する必要があります。</p>

②生活道路・歩道

地域特性、問題点等	課題
<p>○市街地の一部について道路幅員が狭い。</p> <p>○幹線となる生活道路は舗装されつつある。</p>	<p>■生活道路が不足している地区などへの道路整備を促進する必要があります。</p>
<p>○幹線道路の歩道の整備は進んでいるが、未だ十分に整備されているとはいえない。</p> <p>○市街地内に歩道が十分整備されていない。通学路も危険である。</p> <p>○道路、歩道の除雪が不十分であり、歩行者の通行が危険である。</p> <p>○街路灯が少なく危険である。</p>	<p>■生活道路などの適正な維持・管理、歩道の充実、街路灯設置などにより、安全な歩行空間の確保を進める必要があります。</p> <p>■除雪などについて地域住民との協力を図り実施していく必要があります。</p>

### ③公共交通

地域特性、問題点等	課題
<p>○高齢化の進展により、自家用自動車の運転が困難な高齢者などの「交通弱者」が増えている。</p> <p>○公共交通の利用促進を図るため、市民ニーズに合った運行ダイヤの設定が必要である。</p> <p>○市民バスの運行により、幹線の交通はカバーされているが、直接的に市民バスを利用できない地域が多くあり、補完するネットワークの強化が必要である。</p> <p>○デマンド型乗合タクシーにより、地域に密着したサービスも一部地域で行われているが、運行地域を増やすなど、地域内交通の充実が求められている。</p> <p>○通勤・通学の利便性を高めるため、市民バス増便の要望がある。</p> <p>○市民バスは、高齢者が利用しやすい車両が望まれている。</p> <p>○東日本大震災で被災した JR 気仙沼線の柳津～気仙沼間は、BRT により運行されている。</p>	<p>■地域の発展と市民の福祉向上を目指し、交通弱者を中心とした市民ニーズにあった公共交通機関の利便性向上を図る必要があります。</p> <p>■市民バスを主軸とした、利便性の高い公共交通ネットワークを構築していく必要があります。</p> <p>■市域を超えた公共交通の利用を円滑にするため、市民バスの運行については他の公共交通機関との連携や、近隣自治体と協議・調整を行いながら乗継の見直しを行っていく必要があります。</p>

### 2-2-3. 公園・緑地

地域特性、問題点等	課題
<p>○水と緑に包まれた公園、広場の整備が進んでいる。</p> <p>○農村は自然を活かしている。</p>	<p>■湖沼、北上川、農山村など、地域の特性や資産を活かした広域的な公園の整備・維持管理を適正にしていく必要があります。</p>
<p>○現在整備されている公園は市民に活用され、子どもたちが安心して遊べる環境にある。</p> <p>○市全体では公園の箇所数が多いが、配置に偏りがある。</p> <p>○公園の良好な利活用に向けて、適切な管理が求められている。</p> <p>○遊具などの公園施設に関して経年劣化が見られる。</p> <p>○市民の健康づくりに対する意識増進により、スポーツ活動の関心が高まっており、スポーツ活動に親しめる環境づくりが求められている。</p>	<p>■公園・緑地が不足している市街地への新たな公園・緑地の確保を図る必要があります。</p> <p>■今後の公園の維持管理のあり方を検討するとともに、利用者に配慮したバリアフリー化を進める必要があります。</p> <p>■経年劣化した公園施設の保全を図る必要があります。</p> <p>■市民のだれもが気軽にスポーツ活動に親しめる公園整備を進める必要があります。</p>

## 2-2-4. 河川・下水道施設

地域特性、問題点等	課題
<p>○下水道、水路の整備を計画的に進める必要がある。</p> <p>○公共下水道及び農業集落排水処理区以外の浄化槽設置を推進していく必要がある。</p> <p>○人口減少や節水機器の普及による汚水量の減少などを受け、施設の更新等に合わせた集約化や規模の適正化を図る必要がある。</p> <p>○経営資源の減少に対応して、処理施設等を計画的に保全する必要がある。</p>	<p>■衛生的な生活環境を維持するため、公共下水道事業、浄化槽設置等、地域特性を踏まえた下水道の整備を促進する必要があります。</p> <p>■下水道処理施設等の集約化や規模の適正化を進める必要があります。</p> <p>■下水道処理施設等の延命化対策など推進し、機能を適切に維持していく必要があります。</p>
<p>○河川・湖沼の水質保全のため下水道接続の促進が必要である。</p> <p>○局所的な短時間豪雨などの発生に備えて、自助・共助等の取組みと合わせた総合的な浸水対策を進める必要がある。</p>	<p>■下水道整備に伴う河川の水質浄化を図る必要があります。</p> <p>■河川では環境に配慮した水路づくり等の推進の必要があります。</p> <p>■下水道処理施設等の地震や浸水に対する防災機能を確保する必要があります。</p>

## 2-2-5. 公共公益施設

地域特性、問題点等	課題
<p>○医療施設、子育て施設、介護施設等の充実が求められている。</p> <p>○市外の三次救急医療機関へのアクセスは、三陸縦貫自動車道やみやぎ県北高速幹線道路の整備により改善されている。</p> <p>○将来イメージとして「医療・福祉のまち」のイメージが求められている。</p> <p>○医療や福祉のサービスの充実が求められている。</p> <p>○保育所の待機児童が問題になっている。</p>	<p>■市立病院、診療所の機能・役割を明確にし、医療、福祉、子育て関連施設などの充実を図り、支援をさらに充実していく必要があります。</p> <p>■高齢化に伴い医療及び介護需要は今後もますます増加していく事が予想される。</p> <p>■待機児童解消のため認定こども園等の整備を促進していく必要があります。</p>
<p>○生涯学習の拠点である公民館とふれあいセンターは各地域に整備されている。</p> <p>○モデル校などの教育施設が充実している。</p> <p>○既存の文化施設を活用していく。</p> <p>○スポーツ施設の利用ニーズが高い。</p> <p>○少子化による児童生徒数の減少と、施設の老朽化により小中学校の再編を進める必要がある。</p>	<p>■教育施設、文化活動や伝統を継承する施設の機能的な再配置と利用の促進を図る必要があります。</p> <p>■市民の交流や健康増進のための環境づくりを促進していく必要があります。</p> <p>■多機能・複合化による統合や転用、集約化を推進する必要があります。</p>
<p>○本庁機能が分散しており、利用者にとって不便である。</p>	<p>■本庁舎、総合支所の適正な役割と機能の分担を検討する必要があります。</p> <p>■特性を活かした地域振興を検討する必要があります。</p>

## 2-2-6. 観光・交流・景観

地域特性、問題点等	課題
<p>○ラムサール条約で有名な伊豆沼・内沼等世界に誇れる自然観光地がある。</p> <p>○北上川に沿って、自然や歴史文化資源を活かした観光施設が多い。</p> <p>○各地域それぞれに観光・交流施設がある。</p> <p>○三陸縦貫自動車道に加え、みやぎ県北高速幹線道路の整備により交流機能の向上が期待される。</p>	<p>■散在する自然・歴史文化資源を活かした観光ネットワークを形成し、市全体での観光振興を図る必要があります。</p> <p>■本市の豊かな自然環境にふれあうことができる施設の機能維持を図る必要があります。</p> <p>■東和地域米川地区の「米川の水かぶり」や登米地域寺池地区の「みやぎの明治村」等の観光資源の魅力発信を強化する必要があります。</p> <p>■2つの高規格道路の整備を観光・交流に活かす必要があります。</p>
<p>○伊豆沼・内沼及び観光ルートの街路景観、サインが不足している。</p>	<p>■観光・交流機能を支える観光ルートの街路景観やサイン等の充実を図る必要があります。</p>
<p>○平成24年（2012年）に「登米市景観計画」を策定し、景観法<sup>※1</sup>に基づく景観行政団体<sup>※2</sup>となり、「登米市景観条例」「登米市景観条例施行規則」が制定されている。</p> <p>○「みやぎの明治村」には江戸や明治を思わせる建物が数多く現存し、本市の重要な景観資源となっている。</p>	<p>■景観法に基づき、本市の景観づくりを計画的に誘導していく必要があります。</p> <p>■重要景観区域にあるみやぎの明治村の歴史的景観を維持していくとともに、このような資源を活用し、観光振興や地域の活性化を促進していく必要があります。</p> <p>■みやぎの明治村の景観の阻害要因となる電柱・電線無くし、良好な景観形成を図るため無電柱化を検討する必要があります。</p>

※1 景観法：平成16年6月制定。都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定やその他の施策を総合的に講ずることを定めた、我が国で初めての景観についての総合的な法律。

※2 景観行政団体：、景観法に基づき、地域の特性に応じた景観づくりの取り組みなどの様々な施策を独自に行うことができる地方公共団体。本市では、今後、市民・事業者との協働を図りながら「景観計画」の策定を進め、この「景観計画」に基づく条例を制定することにより、景観づくりの適切な規制誘導を行う予定である。

## 2-2-7. 防災

地域特性、問題点等	課題
<p>○東日本大震災、近年の集中豪雨の発生により、市民の防災に対する意識が高まっている。</p> <p>○災害に備え耐震改修を実施し減災を図る必要があるが、耐震化している住環境がまだ少ない。また、地域の自主避難所拠点としている地域集会所の耐震の整備が進んでいない。</p>	<p>■東日本大震災の教訓を活かすとともに、近年の集中豪雨や台風等への防災対策について、市民・地域・行政が一体となって進めていく必要があります。</p> <p>■大地震等に備え、既存建物の耐震改修を促進し、安心して暮らせる住環境の整備を図る必要があります。</p>